

# 日本語教育・多文化共生推進協会 kotoba

## 2024 年度 臨時総会議案書

### I、総会概要

1. 決定日時  
2024 年5月 12 日(日)
2. 場所  
電磁的方法による表決
3. 審議事項
  - (1) 第1号議案「全期間事業報告」
  - (2) 第2号議案「全期間活動決算」
  - (3) 第3号議案「2022年・2023年度監査報告」
  - (4) 第4号議案「規約の改正について」
  - (5) 第5号議案「2024年度事業計画」
  - (6) 第6号議案「2024年度活動予算」

### II. 第1号議案「全期間事業報告」

2020 年 12 月 10 日、4名の役員によって準備会的な組織として立ち上げた日本語教育・多文化共生推進協会 kotoba は、発足直後にコロナ禍に見舞われて活動が困難な状況の中でも取り組みの具体化を開始し、現在に至っています。これまでの主な取り組みについては、次のとおりです。

#### 1. 支援者基礎講座の開催【自主事業】

2021 年 7 月～9 月には、自主事業として「多文化共生実現に向けた支援者基礎講座」を開催し、日本語の教育や困り事への支援といった課題に取り組む支援者に必要な基礎的視座や知識を共に学ぶ連続講座を開催しました。(参加費 300 円)

##### ■第1回／概論(講師:中路共同代表)

[日時]2021 年7月4日(日)PM1時半～3時 [会場]枚方市市民会館 [参加者数]20 人

##### ■第2回／地域日本語教育(講師:松藤共同代表)

[日時]2021 年8月29日(日)PM1時半～3時 [会場]枚方市市民会館 [参加者数]19 人

##### ■第3回／ビザ・法律の問題(講師:川添監事)

[日時]2021 年9月12日(日)PM1時半～3時 [会場]枚方市市民会館 [参加者数]18 人

#### 2. 門真市日本語教室における運営サポート業務の受託【受託事業】

2021 年 9 月から、門真市市立公民館・生涯学習プラザの指定管理者である NPO 法人トイボックスと、当該施設において実施される門真市日本語教室の運営サポートなどを受託業務内容とする契約を締結し、教室運営のサポート業務を続けてきました。その結果、門真市の日本語教室については、これまでの地域日本語教室とは異なる新しいスタイルの学習内容や支援体制づくりの実践を重ねることができています。

なお、2024 年3月までの累計受託事業収益は 505,125 円、累計受託事業費(交通費)は 241,580 円となっています。

##### 【派遣実績(2021 年 9 月～2022 年3月)】

月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
派遣人数 (日数)	3人 (8日)	3人 (7日)	3人 (6日)	2人 (8日)	2人 (8日)	2人 (7日)	2人 (10日)

※講師代替員・コーディネーター業務

【派遣実績(2022年4月～2023年3月)】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
派遣人数 (日数)	2人 (8日)	3人 (6日)	3人 (6日)	2人 (7日)	—	3人 (5日)
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
派遣人数 (日数)	3人 (8日)	3人 (6日)	3人 (7日)	3人 (6日)	3人 (6日)	—

※会議サポート・教室運営サポート業務

※全体コーディネーター・門真市民プラザ教室コーディネーターは松藤共同代表が個人契約で担当

【派遣実績(2023年4月～2024年3月)】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
派遣人数 (日数)	2人 (4日)	2人 (8日)	2人 (6日)	2人 (5日)	1人 (1日)	2人 (6日)
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
派遣人数 (日数)	2人 (8日)	2人 (6日)	—	2人 (6日)	2人 (8日)	3人 (7日)

※会議サポート・教室運営サポート業務

※全体コーディネーター・門真市民プラザ教室コーディネーターは松藤共同代表が個人契約で担当

※門真市立公民館／毎週火曜日・夜、門真市生涯学習センター／毎週水曜日・午後

3. 日本語ボランティア養成のための講師活動【その他の活動】

松藤共同代表が枚方市教育委員会や門真市社会福祉協議会等が主催する日本語教育のスタッフやボランティアの養成講座の講師を務め、地域日本語教育を支える人材育成に取り組みました。

日時	主催団体	対象	テーマ
2021年	枚方市教育委員会	枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」スタッフ研修	日本語ボランティアと傾聴の姿勢
3月21日(日)			
6月28日(月)	大阪府教育庁 市町村教育室地域教育振興課	大阪府教育庁 識字・日本語教室学習支援者養成講座	府内の識字・日本語教室と日本語学習支援ボランティア
10月9日(土)	阪南市日本語クラブ	日本語指導者養成講座	地域日本語学習支援ボランティアと日本語学習者の声
11月8日(月) 11月10日(水) 11月15日(月)	社会福祉法人門真市 社会福祉協議会 (共催:NPO 法人トイボックス)	日本語学習ボランティア養成講座	第1回『日本語学習ボランティアと地域の日本語教室の役割』 第2回『日本語学習のお手伝いポイント』 第3回『日本語を教えてみよう!』

日時	主催団体	対象	テーマ
2022年	NPO 法人トイボックス	門真市日本語ボランティア養成講座	第1回「地域の日本語教室の役割と日本語学習ボランティア」
4月16日(土) 4月23日(土)			第2回「日本語を教えてみよう」
9月6日(火)	枚方市教育委員会	枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」スタッフ養成講座	第3回「日本語学習支援って、なに?」「識字・日本語教室って、どんなところ?」「識字・日本語ボランティアで大切なこと」
11月19日(土)	大阪府教育庁 市町村教育室地域教育振興課 北河内ブロック研修実行委員会 (共催:NPO 法人トイボックス)	北河内ブロック研修「日本語教室支援者養成ステップアップ講座」	第3回「日本語コーディネーターの実践」

日時	主催団体	対象	テーマ
2023年~2024年	阪南市日本語クラブ	阪南市日本語クラブ日本語指導者ステップアップ講座	傾聴の姿勢と日本語学習支援のふり返り
1月28日(土)			
2月8日(水) 2月15日(水)	社会福祉法人門真市社会福祉協議会 (共催:NPO 法人トイボックス)	門真市日本語学習支援ボランティア養成講座	第1回「地域の日本語教室の役割と日本語学習支援ボランティア」 第2回「日本語学習指導のポイント」
10月17日(火) 10月24日(火)	大阪府教育庁 市町村教育室地域教育振興課 北河内ブロック研修実行委員会 (共催:NPO 法人トイボックス)	北河内ブロック7市連携識字・日本語教室支援者養成講座	第2回地域の識字・日本語教室の役割と識字・日本語学習支援者とは 第3回日本語を教えてみよう
12月23日(土)	阪南市日本語クラブ	日本語指導者養成講座	地域の日本語学習支援ボランティアの役割と日本語学習者の声
1月20日(土)	かいづか国際交流協会	かいづか国際交流協会スキルアップ講座	日本語に不慣れな隣人にどう寄り添ったら良いのかな?
3月5日(火) 3月12日(火)	社会福祉法人門真市社会福祉協議会 (共催:NPO 法人トイボックス)	令和5年度門真市日本語学習支援ボランティア養成講座	第1回地域の日本語教室の役割と日本語学習支援ボランティア 第2回日本語学習支援活動のポイント

#### 4. ボランティアグループによる日本語教室の開設・運営支援【その他の活動】

地域における日本語教育活動は、多様な主体によって広く担われることが望ましいと考え、ボランティアグループによる教室活動の会場確保や学習内容の検討等への支援に取り組むこととしました。現在、枚方

市において、原則として成人を対象としている他の地域日本語教室での受け入れが困難な外国につながる子どもたちや、子育て中の外国人学習者等の日本語学習支援に取り組むグループ「にほんごのへや」との連携・支援に取り組み、枚方市行政や部屋を貸していただける個人支援者との折衝・調整による会場確保や学習内容の検討などの支援を行っています。

## 5. 組織運営

### (1) 会員の拡大及び会費の徴収について

会員拡大や会費徴収などの組織体制の整備については、kotoba の構成員としての正会員にどのような具体的な役割を共にしてもらうのか、また、適切な会費水準がどの程度なのかを見通せなかったため、見合わせたまま、3年が経過しました。あらためての確立と具体化が必要です。

### (2) ホームページの制作・運用について

kotoba では 2021 年 5 月にホームページを開設しました。イラストを多くし、スマホでの閲覧に自動対応するページとし、団体の基本的な情報を掲載しました。しかし、その後、更新作業が滞り、活用強化が課題となっていました。ところが 2023 年 5 月、委託事業者のミスでサーバー契約の更新がされず、ホームページが消えてしまうという事態が発生しました。初期のページの復元はできましたが、更新データ等は消失したままで、ホームページの活用も手つかずの状態となっているため、再スタートが必要です。

### (3) 資金管理について

受託業務契約に伴う資金管理の適正化のためには金融機関口座が必要です。現在、マネーロンダリング対策が強化されたため、金融機関における任意団体(人格なき社団)の新規口座の開設は困難です。しかし、ゆうちょ銀行だけは、詳細な書類審査を経たうえで団体口座を開設することが可能であったため、2022 年 4 月に口座開設を申込み、5月に口座を開設することができました。

### (4) 会計状況について

これまでの kotoba の活動については、行政等からの委託を受け、人件費の支出等を伴う本格的な事業展開を行うものではなく、あくまでもボランティアベースの活動であるため、収益・支払いともに小規模なものとなっています。ただ、ホームページ制作のための支払い 286,000 円については資金の借入を行いました。しかし、受託事業に係る収益により、2024 年3月末段階での正味財産は 71,492 円の赤字にとどまっています。なお、受取会費の会計上の処理について「NPO 法人会計基準」は、「受取会費は、確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに収益として計上する」としているため、設立時から徴収を見合わせきた会費収入については、未収金としての会計処理も行っておりません。従って、会費額を改めて決定し、受取会費の徴収と会計処理を行えば、年度内に正味財産の赤字は解消できるものと見込まれます。なお、活動計算書等の会計諸表については、2022 年度総会で示した会計諸表を再調製して決算の報告を行います。

### (5) 組織運営について

kotoba の設立趣意書及び規約は、NPO 設立を見据え、審査で認証を得るために必要な「定款」への改定を想定した構成・内容となっています。しかし、現在の組織状況では、公式的な組織運営手続によらず意思決定ができたので、2022 年 2 月 13 日に開催した総会以降、公式的な組織運営手続は行えていません。そこで今回、あらためて設立以降の諸活動と会計を対象とした議案を審議するための理事会及び臨時総会を開催することとしました。

Ⅲ. 第2号議案「全期間活動決算」

団体名： 日本語教育・多文化共生推進協会kotoba

**全期間活動計算書**

2021年 1月 1日 ～ 2024年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
活動会員受取会費	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
施設等受入評価益	0	
ボランティア受入評価益	0	0
3. 事業収益		
自主事業収益	16,500	
受託事業収益	505,125	521,625
4. その他収益		
雑収益	0	0
経常収益計		521,625
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	0	
ボランティア評価費用	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	286,000	
諸謝金	0	
印刷製本費	170	
会議費	0	
旅費交通費	241,580	
通信運搬費	0	
消耗品費	547	
賃借料	10,900	
施設等評価費用	0	
保険料	0	
雑費	0	
その他経費計	539,197	
事業費計		539,197
2. 管理費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	0	
ボランティア評価費用	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	3,920	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信運搬費	0	
消耗品費	15,400	
賃借料	34,270	
施設等評価費用	0	
雑費	0	
支払手数料	330	
雑費	0	
その他経費計	53,920	
管理費計		53,920
経常費用計		593,117
当期正味財産増減額		△ 71,492
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		△ 71,492

法人名： 日本語教育・多文化共生推進協会kotoba

## 貸借対照表

2024年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	4,013		
預金	210,495		
未収金	0		
流動資産合計		214,508	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			214,508
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
役員借入金	286,000		
固定負債合計		286,000	
負債合計			286,000
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		0	
当期正味財産増減額		130,725	
正味財産合計			130,725
負債及び正味財産合計			416,725

法人名： 日本語教育・多文化共生推進協会kotoba

## 財産目録

2024年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	4,013		
ゆうちょ銀行	210,495		
未収金			
設立正会員(4名)	0		
流動資産合計		214,508	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			214,508
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		286,000	
負債合計			286,000
正味財産			△ 71,492

#### IV. 第3号議案「2022年・2023年度監査報告」

日本語教育・多文化共生推進協会 kotoba

##### 2022年度監査報告書

1. 監査日

2024年5月8日（水）

2. 監査内容

2022年度活動決算書

関係書類の保管状況

3. 監査所見

収入支出ともに、当法人事業活動に関する基本的な方針及び事業収益処理に関する基準、NPO 法人会計基準その他法令に基準にしたがい適正に処理されていた。

監事 川添 賢史



日本語教育・多文化共生推進協会 kotoba

##### 2023年度監査報告書

1. 監査日

2024年5月8日（水）

2. 監査内容

2023年度活動決算書

関係書類の保管状況

3. 監査所見

収入支出ともに、当法人事業活動に関する基本的な方針及び事業収益処理に関する基準、NPO 法人会計基準その他法令に基準にしたがい適正に処理されていた。

監事 川添 賢史



## V. 第4号議案「規約の改正について」

### (1)改正理由

kotobaの設立趣意書及び規約は、NPO設立を見据え、審査で認証を得るために必要な「定款」への改定を想定した構成・内容としています。しかし、この間の経験やNPOをめぐる全体状況を踏まえると、本格的な事業主体とならず、ボランティアベースの活動を続けるのであれば、組織運営のための事務負担が重いNPO法人であるメリットは少なく、任意団体であっても特に大きな支障はありません。現時点においては、行政等からの委託を受けて財源を確保し、規約第5条に定める事業を本格的に展開できる状況にはなく、人材の確保もできていないため、当面、「身の丈にあった」組織性格で活動することが妥当です。

そこで、会費についてもNPO移行を見越して定めた金額を活動実態に見合い、また、会員拡大を行いやすい金額に改定するものです。

### (2)改正箇所及び改正内容

下表の新旧対照表のとおりです。

改正後	改正前
附 則 1 (省略) 2 この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。 (1)正会員入会金 なし 正会員会費 <u>3,000円</u> (1年間分) (2)賛助会員入会金 なし 賛助会員(個人)会費 <u>2,000円</u> (1年間分) 賛助会員(団体)会費 <u>3,000円</u> (1口) (3)活動会員 <u>1,000円</u> (1年間分)	附 則 1 (省略) 2 この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。 (1)正会員入会金 なし 正会員会費 10,000円(1年間分) (2)賛助会員入会金 なし 賛助会員(個人)会費 3,000円(1年間分) 賛助会員(団体)会費 5,000円(1口) (3)活動会員 3,000円 (1年間分)
附 則 <u>1 この改正規約は、2020年12月10日に遡及して施行する。</u>	附 則 1 この規約は、この会の成立の日から施行する。

## VI. 第5号議案「2024年度事業計画」

### (1) 取り巻く状況

#### ■在留外国人の状況

##### 【総数】

コロナ禍による渡航規制が緩和される中、2023年6月末現在における中長期在留者数は約294万人、特別永住者数は約29万人で、これらを合わせた在留外国人数は約323万人となり、前年末約308万人に比べ、約15万人(4.8%)増加しています。ただ、現在、急激に進む円安と日本における賃金水準が低いことから、日本で働くことのメリットや魅力が失われつつあり、今後の動向は不透明だと言えます。

##### 【国別】

人数の多い上位8か国は、中国・ベトナム・韓国・フィリピン・ブラジル・ネパール・インドネシア・ミャンマーで、いずれも前年末に比べ増加しています。特に増加人数の多い国は、ベトナム(30,842人増)、中国(26,932人増)、インドネシア(23,163人増)、ネパール(16,940人増)、ミャンマー(13,374人増)、フィリピン(11,203人増)となっています。

##### 【在留資格別】

在留資格別では、「永住者」が約88万人(16,242人増)と最も多く、次いで、「技能実習」が約36万人(33,219人増)、「技術・人文知識・国際業務」が約35万人(34,155人増)、「留学」が約31万人(5,278人増)となっています。なお、「特別永住者」は約29万人で4,173人減少しています。

【特定技能について】

特定産業分野における外国人人材を確保するために 2019 年4月から創設された在留資格「特定技能」には、特定技能第1号と第2号の2種類があります。特定技能第1号の在留期間は通算で5年となっており、他の在留資格を得ない限り5年を超えて日本に留まることはできません。2023 年6月末現在、特定技能第1号の在留資格者は約 17 万人(42,174 人増)となっています。一方、特定技能第2号は対象職種が限定されてスタートしたため、現在の在留資格者は極めて少数です、しかし、2023 年 8 月、対象職種が拡大されたため、今後、特定技能第1号を満了した人材が少しずつ移行して増加すると推測されます。

■在留資格制度の改革

【技能実習から育成就労制度へ】

2024 年3月、政府は従来の外国人技能実習制度第1号～第3号を廃止し、新たな制度である「育成就労」を創設する決定を行いました。従来の技能実習制度が国際貢献人材育成を目的としていたのに対し、「育成就労」制度は、人材確保と人材育成を目的としており、基本的に3年間の育成期間で特定技能第1号の水準の人材に育成するとしています。

育成就労と特定技能の運用イメージ

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	原則3年	5年	制限なし
日本語能力	あいさつ程度	日常会話程度	一定程度
技能	問わない	相当程度	熟練
家族帯同	原則不可	原則不可	配偶者や子どもの帯同可能

[出典]読売新聞オンライン  
2024/04/26

【想定する在留外国人像の変化】

これら一連の制度改革は、人口が減って生産年齢人口(15～64歳)が先細りする中、社会の活力を維持するためには、労働力の確保が欠かせないという考え方にもとづき、帰国を前提とせずキャリアアップしながら、日本において長い間家族と共に暮らしつつ働く外国人人材を想定したものと考えられます。新しい育成就労制度への完全移行は 2030 年頃になると見通されていますが、日本語教育を始めとする様々な支援を、家族を含めて行うための体制整備が必要です。

【日本語能力の要件】

「育成就労」制度では、継続的な学習による日本語能力の向上を目指すため、以下のような日本語能力の要件が設定されています。

- 就労前：日本語能力試験 N5 合格または相当講習受講
- 特定技能 1 号に移行するとき：日本語能力試験 N4 合格または相当講習受講(当分の間)
- 特定技能 2 号に移行するとき：日本語能力試験 N3 合格

■外国につながる子どもたちの状況

【増加する定住外国人の子どもたち】

永住、技術・人文知識・国際業務、介護など家族帯同が可能な在留資格で暮らす外国人や国際結婚の増加等に伴い、外国につながる子どもたちの数も増えています。文科省の調査によると、2022 年 5 月の時点で住民基本台帳に登録されていた学齢相当の外国人の子どもは約 13 万 7000 人(小学生約 9 万 6000 人、中学生約 4 万 1000 人)とのことです。

【外国人の子どもたちの教育を受ける権利】

憲法 26 条第1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とし、第2項において、すべての国民に対し、その保護する子女に「普通教育を受けさせる義務」を課していますが、いずれも「国民」を対象とした規定で、義務教育について定めた教育基本法第5条でも同様です。しかし、外国人については、日本が批准している国際人権規約等の定めによることとなりますが、社会権規約第 13 条では、国民・外国人の区別なく、すべての人の教育を受ける権利を保障しています。また、子どもの権利条約第 28 条も、18 歳未満のすべての子どもの教育を受ける権利を保障し、いずれも初等教育は義務的で無償と規定しています。そこで、日本の公立の小学校、中学校等では、入学を希望する外国人の子どもを無償で受け入れ、教科書の無償配付や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しています。

### 【外国人の子どもたちの「不就学」問題】

「国民」のために用意された義務教育において、「希望があれば」外国人の子どもたちも無償で受け入れるというだけでは、特に日本語を母語としない外国人の子どもたちにとっては、全く十分ではありません。もちろん日本国籍であっても、日本語を母語としない子ども(外国につながる子ども)も存在します。

外国人には就学義務がないとされていることで、自治体において就学状況の把握がされず、案内不足等で入学の機会を逃す問題のほか、保護者が就学を「希望」しなかった場合や一旦就学したものの登校をやめてしまった場合に、子どもたちに必要な支援が届かないという問題もあります。文科省の調査では、学齢相当の外国人のうち約 8000 人が、どこかの学校にも通っていないか、就学状況がわからない状態とのことで、様々な問題が可視化されていないおそれがあります。

### 【不十分な日本語教育】

日本語は、世界の言語の中でも難解な部類に属し、日常会話が分かるようになるまでに2～3年、学習言語が理解できるようになるまでに5～7年程度かかると言われています。また、長期にわたり十分な日本語指導が得られないと、学習を進めるための日本語能力(学習言語能力)を獲得できず、進学や就職など将来の生活基盤を形成できないという問題が生じます。

そこで、科省では日本語指導が必要な児童生徒のための教育の充実を図るために「外国人児童生徒受入れの手引(改訂版)」(2019年3月/文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課)や、日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント(DLA)」(2014年1月/文部科学省初等中等教育局国際教育課)を作成・周知しています。しかし、枚方市をはじめ自治体の教育現場では体制・人材とも必要な整備がなされておらず、日本語指導が必要な児童生徒のための日本語教育等は極めて不十分な状況です。

## ■日本語教育体制整備の動向

### 【日本語教育機関認定法の施行】

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、今年の4月1日には「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(日本語教育機関認定法)が施行されました。この法律は、外国人等に対する日本語教育の適正かつ確実な実施を図るために制定された法律で、日本語教育を行うことを目的とした課程を置く教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、当該認定を受けた日本語教育機関(認定日本語教育機関)において日本語教育を行う者の資格(登録日本語教員)を整備しています。

### 【検討が必要な地域(生活分野)における日本語教育のあり方】

認定日本語教育機関は、留学だけでなく就労や生活のための課程を置く日本語教育機関についても対象としていますが、これまで自治体とボランティアに依存してきた地域における日本語教育の現状と、「認定日本語教育機関 日本語教育課程編成のための指針(令和6年4月1日/日本語教育部会決定)」の「生活分野」に定める目標等との間には大きな乖離が生じています。これをどうとらえ、今後、大きく増加すると予測される学習者に対してどのような体制と取り組みによって、指針が掲げる「地域社会で自立した生活を送るための日本語能力」や「日本語学習を続けることのできる能力」を育むのかについて、行政と関係市民団体等がしっかりと検討し、準備を進める必要があります。

### 【日本語教育を担う人材確保】

これまで留学生等に対する日本語教育は日本語学校等が、技能実習生に対する日本語教育は監理団体等が、その他の様々な日本語学習ニーズを持つ学習者に対する日本語教育は地域の日本語教室が提供してきました。そして、それらを支える人材は、これまでは420時間日本語教師養成講座等の指定養成課程等の修了者や自治体等が行う養成講座等を契機に活動を始める日本語ボランティアで確保されてきました。日本語教育機関認定法施行後は、登録日本語教員と日本語ボランティアということになります。しかし、両者ともそれぞれ大きな課題を抱えています。

登録日本語教員については、養成機関での学習費用等資格取得に要する費用が高いのに比して、就労語の処遇が悪く、生活に必要な水準の賃金が得難いこと。日本語ボランティアについては、高齢化の進展や生活状況の悪化により、ボランティア人材数の減少や生活のための就労によってボランティア活動の定着性や継続性が妨げられることなどです。

## (2) 取り組みの方向

### ■ 自主事業分野

#### 【基本的な課題認識】

- 現在、日本の外国人の受入れに関する制度や日本語教育に関する制度や政策が大きく変化する時期となっています。だからこそ、より良い地域や学校における日本語教育を確立するとともに、多文化が共生する社会を確立するために、関係する様々な人々や団体との連携・共同して、行政等に対する様々な働きかけや取り組みを進める必要があります。
- 特にこれまでは、「短期間での帰国を前提とした労働力の受入れ」という出入国管理制度であったものを、家族と共に長期に日本で暮らし、働いてもらう制度に変えようとされていることから、日本で生まれ、育つ子どもたちのことが極めて重要な課題となります。縁あって日本で育つ外国につながる子どもたちに関わる妊娠・出産・保育・教育・進学・職業選択など日本で迎える様々な場面が明るく豊かなものでなければ、日本の未来も明るくならないと考えます。
- 外国につながる子どもの存在は、日本人の子どもにとっても、多様な文化や考え方を知り、ボーダレスな世界を身近に感じさせてくれるものです。人間の多様性を尊重しあい、国籍や人種、宗教、性差、経済状況、障害の有無によらず、大人も子どもも、「ともに学び、ともに育つ」ことのできるインクルーシブな学びの場の実現を目指して、取り組みを進めることとします。

#### 【具体的な取り組みの方向】

- 枚方市における日本語教育や在留外国人の支援等に関わる団体・グループや学識経験者・教育関係者等の市民に呼びかけ、外国につながる子どもたちや在留外国人に関わる制度・政策に関する現状やあり方を検討し、行政に対して提言する大きな「円卓会議」の開催の実現に努めます。
- 枚方市駅前のサンプラザ3号館内のサンプラザ生涯学習市民センター内にある国際交流推進ルームの廃止後に市によって確保される新たな活動拠点施設においても、外国にルーツのある子どもたちや子育て中の外国人学習者等の日本語学習支援等に取り組むグループ「にほんごのへや」の活動が展開できるようにするための連携・支援に引き続き取り組みます。
- 日本語教育に取り組む人たちのスキル向上のための講座等の開催を検討します。

### ■ 受託事業分野等

#### 【基本的な課題認識と具体的な取り組みの方向】

- 門真市市立公民館・生涯学習プラザの指定管理者である NPO 法人トイボックスが当該施設において実施する門真市日本語教室については、これまでの地域日本語教室に多かったボランティアと学習者の1対1個別学習とは異なった新しい運営スタイルを作り上げることができました。大阪府教育庁の学習素材を使用した能力別のグループ学習、主催者と支援ボランティアによる学習支援スタイル、当日の支援者・学習者が全員参加する全体交流の実施、ITを活用した学習状況の共有化などの成果を更にブラッシュアップしながら、門真市の人材による運営の自立化を視野に入れつつ、引き続きサポート業務を継続することとします。
- 松藤共同代表が門真市や阪南市等で開催された日本語ボランティア養成講座で講師を務めました、それらの受講生で、地域の日本語教育事業に積極的に参加される人が出てきています。今後も、実施地域を精査しつつ、引き続き日本語教育人材の育成に貢献することとします。

### ■ 管理運営分野

#### 【具体的な取り組みの方向】

- 改正規約に基づき、会員登録(正会員・活動会員・賛助会員)及び会費徴収を推進します。
- 基礎的なホームページコンテンツを復旧・更新し、新たな必要報情報の発信を行います。

### ■ 役員体制

- 現行役員体制を継続することとします。

共同代表／松藤昌代 共同代表／中路清、 副代表／内田匡子 監事／川添賢史

Ⅶ. 第6号議案「2024年度活動予算」

2024年度活動予算書

2024年 1月 1日 ～ 2024年 12月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	12,000		
賛助会員受取会費	2,000		
活動会員受取会費	1,000	15,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0	0	
3. 事業収益			
自主事業収益	1,000		
受託事業収益	120,000	121,000	
4. その他収益			
雑収益	0	0	
<b>経常収益計</b>			136,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1)人件費			
臨時雇賃金	0		
ボランティア評価費用	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
業務委託費	0		
諸謝金	0		
印刷製本費	1,000		
会議費	0		
旅費交通費	80,000		
通信運搬費	0		
消耗品費	1,000		
賃借料	1,000		
施設等評価費用	0		
保険料	0		
雑費	1,000		
その他経費計	84,000		
事業費計		84,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
臨時雇賃金	0		
ボランティア評価費用	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	10,000		
会議費	1,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	1,000		
賃借料	1,000		
施設等評価費用	0		
雑費	0		
支払手数料	0		
雑費	0		
その他経費計	13,000		
管理費計		13,000	
<b>経常費用計</b>			97,000
当期正味財産増減額			39,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			39,000

借入金の増減予定表		(単位:円)
科 目	前期末借入残高	当期返済予定
長期借入金	286,000	286,000